

学校いじめ防止基本方針

R 5 . 4 . 1

古河市立古河第四小学校

1 いじめ防止に関する基本的な方針

いじめは、いじめを受けた児童の心や体を深く傷つける、重大な人権侵害である。本校では、すべての児童がいじめを行わず、かつ他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを傍観することがないように、学校教育活動全体を通して道徳心を養い、規範意識を高め、他者を思いやる心情を育てる。また、「いじめは人間として絶対に許されない行為」という意識を児童に徹底させ、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に組織的に取り組む。いじめが疑われる場合は、本人の心情に寄り添いながら保護者と連携を図り、適切かつ迅速に対処し、その再発防止に全力で取り組む。

2 いじめ防止に向き合う教師の姿

- (1) 児童に寄り添い、一緒に活動し、共感する教師
- (2) 児童の変化を敏感に感じ取り、迅速に関わる教師
- (3) 児童の感情や考え、訴えを冷静に最後まで聴く教師
- (4) 児童の努力を認め、励ましの言葉をかける教師
- (5) 日ごろから児童の人権を尊重した言葉遣いに心がける教師
- (6) 宿題や日記等の提出物にいち早く目を通し、一言添える教師

3 いじめ防止対策の基本事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの未然防止に向けた取組

- (ア) 「いじめはどの学校・どの児童にも起こりうること。」という認識に立ち、いじめを「しない」「させない」「見過ごさない」児童の育成に学校全体で取り組む。
- (イ) 一人一人が認められ、相手を思いやる支持的な学級づくりに取り組むとともに分かる授業を行い、学習の達成感や成就感の中で自己有用感を味わえるようにする。
- (ウ) 道徳教育及びあいさつ運動や清掃活動のボランティア活動等、また様々な体験活動の充実を図り、豊かな情操や道徳心を養い、互いに心が通い合う人間関係形成能力を高める。
- (エ) いじめ防止に関する理解を深めるために、日ごろから人権教育を推進し、人権作文・人権標語・人権メッセージ等を家庭で保護者と共に考え、それらを活用した人権集会を実施する。

② いじめの早期発見の措置

(ア) いじめ調査の定期的な実施

いじめを早期に発見するため、児童や保護者に対する定期的な調査を次の通り実施する。

- ・児童対象のいじめを含む学校生活アンケート調査（月１回）
- ・担任による児童の実態把握（いじめチェックリスト）（月１回）
- ・保護者対象のいじめを含む学校生活アンケート調査（年２回）
- ・教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査（学校生活アンケート実施時）

(イ) いじめ相談体制の整備

児童及び保護者がいじめに係る相談をできるよう、スクールカウンセラーや市教育支援センター、県西教育事務所いじめ・体罰サポートセンター等の紹介等、いじめ相談窓口を活用し、相談体制を整備する。

(ウ) いじめ防止等のための研修

いじめ防止等の対策に関する研修を、生徒指導年間指導計画に位置付けて実施し、いじめ防止に関する対応について、職員の資質向上を図る。

③ 携帯電話やインターネットでのいじめに対する情報モラル教育の充実

携帯電話やインターネットを通じて送信された情報の流通性や発信者の匿名性利用の依存症等の特性を児童や保護者が理解し、携帯電話やインターネットを通じて行われるいじめ行為を回避・防止するため、専門家による情報モラル教室を実施する。

(2) いじめ防止等に関する措置

① いじめ防止対策に向けた組織「いじめ問題対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置する。

〈構成員〉

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、人権教育担当、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、その他、校長の判断により、必要に応じて人権、心理、児童福祉、社会福祉、少年犯罪、発達障害等に関する専門的知識を有する者を参加させることができる。

〈活動〉

- ア いじめ防止に関する体制整備及び取り組みに関すること。
- イ いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、チェックリスト、教育相談等）
- ウ いじめ事案（受けた者・行った者）に対する対応に関すること。
- エ 関係諸機関及び専門的知識を有する者等との連携に関すること。
- オ その他、いじめ防止に係わること。

〈開催〉

必要に応じて随時開催する。

(3) いじめ発生時の措置

① いじめに係る相談を受けたり、いじめ行為の疑いが発覚したりした場合は、いじ

められている児童や保護者の立場に立って、速やかに詳細な事実確認を行う。

- ② 学級担任が一人で抱え込むことがないように、「いじめ問題対策委員会」を緊急に開催し、学校全体で組織的に対応する。
- ③ いじめの事実が確認された場合、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導やその保護者への助言を継続的に行う。
- ④ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められた場合には、保護者と連携を図りながら、一定期間、校内別教室や、市教育支援センターで学習を行う等の措置を講ずる。
- ⑤ いじめの関係（被害・加害）者間における不要な争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑥ いじめた児童に対しては、行為の善悪をしっかりと理解させ、深い反省や謝罪の気持ちをもたせ、今後の生活に生かすよう指導する。
- ⑦ 犯罪行為として取り扱われる内容のいじめについては、市教育委員会及び所轄の警察署等と連携し、適切に対処する。

（４）重大事態発生時の対処

児童が自殺を企画したり、精神性の疾患を発生したりするなど、生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（年間３０日程度）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処するため、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー等の専門知識を有する者の他、第三者からなる組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事案関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して学校として説明責任があることを十分自覚し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を十分踏まえる。